


〈農地の相続等の届出のお願い〉

農地を相続したときは・・・

農地の相続で、所有権を移転したとき。農地法で貸借している者が死亡等により、耕作権の相続が発生して、農地の耕作を相続人が引き続き行うとき。



農地を相続したんだけど、どうしたらいいの？

**地元の農業委員会に
届出をお願いします**

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しください！

三原市農業委員会事務局	(0848-67-6144)
本郷支所 産業建設課	(0848-86-1116)
久井支所 産業建設課	(0847-32-7113)
大和支所 産業建設課	(0847-33-0228)